

伊勢原市社会福祉法人に関する証明書交付事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、主たる事務所が伊勢原市の区域内にある社会福祉法人（当該社会福祉法人の事業が伊勢原市の区域を越えないものに限る。以下同じ。）に関する証明書の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(証明書の種類)

第2条 社会福祉法人に関する証明書は、次に掲げるものとする。

- (1) 社会福祉法人の理事であることの証明書（以下「理事証明書」という。）
- (2) 税額控除対象社会福祉法人であることの証明書（以下「税額控除に係る証明書」という。）

(理事証明書の申請及び交付)

第3条 理事証明書を受けようとする社会福祉法人の代表者は、理事証明交付申請書(第1号様式)に別表に定める書類を添えて、市長に申請するものとする。

2 市長は、前条の申請があったときは、申請内容が要件を満たしていると認められる場合は、理事証明書(第2号様式)を交付するものとする。

(税額控除に係る証明書の申請及び交付)

第4条 税額控除に係る証明書を受けようとする社会福祉法人の代表者は、税額控除に係る証明交付申請書(第3号様式)に寄附金受入明細書(第4号様式)及びチェック表(第5号様式)を添えて、市長に申請するものとする。なお、税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等に関する留意事項について（平成28年6月20日付け社援基発0620第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に規定する特例に該当する場合は、絶対値要件チェック表①(第6号様式)又は絶対値要件チェック表②(第7号様式)を添付するものとする。

2 市長は、前条の申請があったときは、申請内容が要件を満たしていると認められる場合は、税額控除に係る証明書(第8号様式)を交付するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和3年8月10日告示第208号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第3条関係）

理事証明交付申請書に添付する書類

添付書類	確認事項
理事証明取得理由書	理事証明書が必要になった経緯及び理由が記載されていること。
理事会議事録（写）	議事録（写）は、次の内容を決定した際の議事録を添付すること。 (1) 理事選任時の議事録 (2) 理事証明書の取得が必要となった契約等を決定した議事録 (3) 理事証明書申請を決定した議事録
評議員会議事録（写）	同上
役員（理事・監事）名簿	名簿に、選任区分、職歴、特殊関係の有無等が記載されていること。 各役員が、役員の要件を満たしていること。
役員就任承諾書（写）	印鑑登録証明書と同一の印鑑が押印されていること。 就任年月日及び任期が正しいこと。
印鑑登録証明書（写）	役員就任時の証明書であること。
その他市長が必要と認める書類	—

伊勢原市長 殿

所在地
法人名
代表者 職 氏名

税額控除に係る証明交付申請書

租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号イに規定する要件を満たしていることについて証明を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請する要件

- <要件1>第3号イ（2）に規定する要件
- <要件2>第3号イ（1）に規定する要件

2 実績判定期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

3 添付書類

- 寄附金受入明細書（<要件1、2>の場合）
- チェック表（<要件2>の場合）
- 絶対値要件チェック表（<要件1>で特例に該当する場合）

なお、証明を受けた後は、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号ロに規定する書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供します。

第4号様式（第4条関係）

年度分 寄附金受入明細書

社会福祉法人の名称

事務所の所在地

年 月 日 ～ 年 月 日

	氏名	住所	寄附金額	受領年月日	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※同一の者からの寄附金額のうち、基準限度超過額がある場合は、備考欄に記載してください。

上記寄附金の受領については、事実相違ありません。

法人名

代表者名

チェック表

実績判定期 間	(自)	年	月	日
	(至)	年	月	日

(A) 寄附金等収入金額

受入寄附金総額(1)		
控除金額 (2)	①一者当たりの基準限度超過額の合計額	
	②寄附者の氏名又は名称が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金で、その合計額が1,000円未満のものの額	
	③寄附者の氏名又は名称が明らかでない寄附金額	
	小計 (①+②+③)	
国等からの補助金等の額(3)※ ((1)-(2)の額を限度とする。)		
(1) - (2) + (3) = (A) 寄附金等収入金額		

※「国等からの補助金等の額」は、当欄か(B)経常収入金額の控除金額(2)①のいずれかのみに記載できる。

(B) 経常収入金額

総収入金額(1)		
控除金額 (2)	①国等からの補助金等の額※	
	②委託の対価としての収入で国等から支払われる金額	
	③法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	
	④資産の売却収入で臨時的なものの金額	
	⑤遺贈により受け入れた寄附金等のうち、基準限度超過額に相当する金額	
	⑥寄附者の氏名又は名称が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金で、その合計額が1,000円未満のものの額	
	⑦寄附者の氏名又は名称が明らかでない寄附金額	
	小計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	
(1) - (2) = (B) 経常収入金額		

※経常収支金額が確認できる決算書類（写）も添付してください。

判定式	(A) 寄附金等収入金額 ÷ (B) 経常収入金額 = %
-----	-------------------------------

<絶対値要件チェック表①>

☞ 実績判定期間内に、保育所等の定員等の総数が5000人未満の会計年度がある場合に以下の項目を入力してください。

①実績判定期間(必須)	年	月	日	～	年	月	日
②実績判定期間における月数(必須)		か	月	(注)実績判定期間が5年の場合、月数は12か月×5=60か月とする。 1か月に満たない端数がある場合、その期間は1か月とする。			

③の数値が100以上であり、かつ④の数値が300,000以上であれば、絶対値要件(要件1)を満たします。

③3000円以上の寄附金を支出した者(判定基準寄附者数)の年平均の人数	(自動計算⇒)	
④年平均の寄附金額	(自動計算⇒)	

	1会計年度目	2会計年度目	3会計年度目	4会計年度目	5会計年度目
⑤定員等の総数(必須)					
⑥判定基準寄附者数 (実際の寄附者数)(必須)					
⑦判定基準寄附者数 (計算後の寄附者数)(自動計算⇒)					

実績判定期間内の会計年度全てについて、寄附金額を記載してください。寄附金額については、手引きP10においてカウントできるとされている寄附金の総計を記載してください。実績判定期間内に含まれる会計年度の寄附金額が0円の場合は「0」と記入し、実績判定期間内に含まれない会計年度については空欄にしてください。

	1会計年度目	2会計年度目	3会計年度目	4会計年度目	5会計年度目
⑧寄附金額(円)(必須)					

＜絶対値要件チェック表②＞

☞ 実績判定期間内に、社会福祉事業に係る費用の額が1億円未満の年度がある場合に以下の項目を入力してください。

①実績判定期間(必須)	年	月	日	～	年	月	日
②実績判定期間における月数(必須)		か月	(注)実績判定期間が5年の場合、月数は12か月×5=60か月とする。 1か月に満たない端数がある場合、その期間は1か月とする。				

③の数値が100以上であり、かつ④の数値が300,000以上であれば、絶対値要件(要件1)を満たします。

③3000円以上の寄附金を支出した者(判定基準寄附者数)の年平均の人数	(自動計算⇒)	
④年平均の寄附金額	(自動計算⇒)	

	1会計年度目	2会計年度目	3会計年度目	4会計年度目	5会計年度目
⑤社会福祉事業に係る費用の額の合計額(※)(必須)					
⑥判定基準寄附者数(実際の寄附者数)(必須)					
⑦判定基準寄附者数(計算後の寄附者数)(自動計算⇒)					

※ 社会福祉事業に係る費用とは、事業活動内訳表のうち、社会福祉事業区分における、サービス活動増減の部の費用に計上する額及びサービス活動外増減の部の費用に計上する額の合計額をいいます。
同費用の額が1億円未満の年度については、当該年度の事業活動内訳表を添付して提出してください。

実績判定期間内の会計年度全てについて、寄附金額を記載してください。寄附金額については、手引きP10においてカウントできるとされている寄附金の総計を記載してください。実績判定期間内に含まれる会計年度の寄附金額が0円の場合は「0」と記入し、実績判定期間内に含まれない会計年度については空欄にしてください。

	1会計年度目	2会計年度目	3会計年度目	4会計年度目	5会計年度目
⑧寄附金額(円)(必須)					

第8号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

（社会福祉法人名）
（理事長）様

伊勢原市長

⑩

税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号イに規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、次のとおりです。

（有効期間）

年 月 日 から 年 月 日 まで